## ~ 70歳以上のお客さまへ ~

# 特殊詐欺被害の未然防止に向けた ATMの取引制限について

当組合では、特殊詐欺の多様化と三重県警からの要請を踏まえ、一部のお客さまを対象に、ATMにおける取引のご利用限度額を制限させていただきます。

本取組は、ご高齢のお客さまを狙ったキャッシュカードの騙し取り等による特殊詐欺が増加するなか、被害の未然防止の観点から実施するものです。

対象となるお客さまにはご不便をおかけいたしますが、組合員をはじめ とした地域のご利用者さまの大切な貯金をお守りし、安心して当組合をご 利用いただくための取組みとなりますので、何卒ご理解を賜りますようお 願い申し上げます。

#### 1. 対象となるお客さま

令和5年12月31日時点で普通貯金口座をお持ちの満70歳以上の個人のお客さまで、**口座残高10万円以上かつ過去1年間AT Mでの"入出金・振込・振替"** のご利用がないお客さま。

#### 2. 制限内容

ATMでの出金・振込・振替がご利用いただけなくなります。
※窓口では通常どおり全てのお取引がご利用いただけるため、
対象のお客さまは窓口までお越し下さい。

### 3. 開始時期

令和6年4月

#### 4. その他

本取組の対象となるお客さまで、ATMの利用制限を希望されない場合は、平日の営業時間内に取引店舗へお問い合わせください。